

○総務省告示第三百五十五号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき次のとおり認定適合性評価機関を認定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十五日

総務大臣 竹中 平蔵

- 一 名称 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
- 二 住所 東京都品川区八潮五丁目七番二号
- 三 国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第二条第八項第一号の国外適合性評価事業
- 四 対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲
- イ 対象とする特定輸出機器の範囲

(1) GSM方式携帯電話（欧州規格（以下「EN」という。）三〇一 四一九―一、EN三〇一 四

一九一三、EN三〇一 四一九一三、EN三〇一 四一九一七又はEN三〇一 五一一の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(2) WCDMA方式携帯電話（EN三〇一 九〇八一一又はEN三〇一 九〇八一二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ 業務の範囲

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律

総務省

施行規則（平成十三年 令第三号）第三条第一項第一号イに規定する附属書3及び4の業務

経済産業省

のうち、同号イに規定するR&TTE指令第三条二に係るものに限る。